

平成20年10月 7日
但 陽 信 用 金 庫

姫路市消防局より「応急手当普及員」として、

当庫職員が認定されました。

当金庫では平成16年より職員対象に緊急時や不測の事態に迅速に対応できるよう、AEDの操作方法を含め心肺蘇生法の基礎知識を習得するため、「普通救命講習」を受講し、修了者増加に取り組んでいます。

その一貫として、平成20年から姫路市消防局が実施する「応急手当普及員」の実地訓練を受講していましたが、この程(平成20年9月)対象職員がその「認定」を受けました。

地域金融機関として「地域の安全と安心」の町づくりのために、当金庫職員だけでなく広く地域における「応急手当講習」の普及に、積極的に取り組んでまいります。

応急手当普及員とは

1.「市民応急手当講習」の実施

地域の自治会、PTA、各種団体等の要請を受けて「市民応急手当講習」を実施することができます。

2.「応急手当講習修了証」の発行

「市民応急手当講習」の受講者に「応急手当講習修了証」を発行することができます。